

う き し しゅわげんご ふきゅうおよ しょう とくせい おう
宇城市手話言語の普及及び障がい者の特性に応じたコミュニケーション

しゅだん りょう そくしん かん じょうれい あん
ヨン手段の利用の促進に関する条例（案）

しゅわ おんせいげんご にほんご こと げんご しゅし からだ うごき ひょうじょう
手話は、音声言語である日本語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情

つか しかくてき ひょうげん げんご
を使って視覚的に表現する言語である。

しゃ しゅわ ものごと かんがえ はかり たが
ろう者にとって手話は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの

き も りかい あ ちしき たくわ ぶんか そうぞう ひつよう
気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要

ふかけつ げんご たいせつ はぐく
不可欠な言語として、大切に育まれてきた。

しかしながら、ろう教育において読唇や発声の訓練を中心とする口話教育

どうにゆう しゅわ げんご みと しゅわ しょう
が導入されたことにより、手話は言語として認められず、手話を使用できる

かんきょう ととの
環境も整えられてこなかった。

そのため、ろう者は必要な情報を得ることも、円滑にコミュニケーションを

はか にちじょうせいかつ おおく ふべん ふあん かん く
図ることもできず、日常生活において多くの不便や不安を感じながら暮らして
きた。

きんねん しょうがいしゃ けんり かん じょうやく しょうがいしゃきほんほう しゅわ
近年、「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」において、手話は

げんご いちづ しゃかい しゅわ たい
言語として位置付けられるようになったものの、社会における手話に対する

りかい しょうかんきょう せいび じゅうぶん い じょうきょう
理解や使用環境の整備は、十分とは言えない状況にある。

なか れいわ ねん がつ しゅわしきくすいしんほう しこう しゅわ じゅうよう
こうした中、令和7年6月に「手話施策推進法」が施行され、手話が「重要

いしそつう しゅだん く ちほうこうきょうだんたい しゅわげんご ふきゅう
な意思疎通の手段」であること、また、国や地方公共団体には手話言語の普及

りかいそくしん かんきょうせいび と く せきむ めいき
や理解促進、環境整備などに取り組む責務があることが明記された。

このようなことから、しゅわ げんご ふきゅう しょう とくせい おう
このように、手話が言語であることを普及し、障がいの特性に応じ
たよう 多様なコミュニケーション手段の利用の促進を図ることにより、すべ しみん
た多様なコミュニケーション手段の利用の促進を図ることにより、全ての市民
が おたが じんかく こせい そんちょう あ じぶん ゆた く
がお互いの人格と個性を尊重し合いながら、自分らしく豊かに暮らすことがで
きる きょうせいしゃかい じつげん め ざ じょうれい せいいてい
きる共生社会の実現を目指し、この条例を制定するものである。

もくてき (目的)

だい じょう じょうれい しゅわ げんご にんしき もと しゅわげんご ふきゅうおよ
第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づく、手話言語の普及及
びしょうがい とくせい おう
び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する基本
りねん さだ し せきむなら しみんおよ じぎょうしゃ やくわり あき
理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、
し すいしん しさく さだ すべ しみん たが そんちょう あんしん
市が推進する施策を定めることにより、全ての市民がお互いを尊重し、安心
して暮らすことのできる きょうせいしゃかい じつげん き よ もくてき
して暮らすことのできる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

ていぎ (定義)

だい じょう じょうれい つぎ かくごう かか ようご い ぎ とうがい
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該
かくごう さだ
各号に定めるところによる。

(1) ろう者 しゃ ちょうかく しょう もの しゅわ だいいちげんご しょう
(1) ろう者 聴覚に障がいのある者のうち、手話を第一言語として使用し、

にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ いとな もの
日常生活及び社会生活を営む者をいう。

(2) しょうがい者 しょう しゃ しんたいしょう ちてきしょう せいしんしょう はったつしょう ふく
(2) 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含

む。)、なんびょう たしんしん きのう しょう い か しょう そうしょう
む。)、難病その他心身の機能の障がい(以下「障がい」と総称する。)

がある^{もの}者であって、障^{しょう}がい^{およ}及び社会的障^{しゃかい}壁^{てきしょうへき}により継続^{けいぞくてき}的に日^{にち}常^{じょう}生活^{せいかつ}又は

社会^{しゃかい}生活^{せい}に相当^{そうとう}な制限^{せいげん}を受ける^う状^{じょう}態^{たい}にある^{もの}者をいう。

(3) 事業^{じぎょう}者^{しゃ} 市^し内^{ない}において事業^{じぎょう}活動^{かつどう}を行^{おこな}う個人^{こじん}又は法人^{ほうじん}その他の^た団^{だん}体^{たい}をいう。

(4) 障^{しょう}がいの^{とくせい}特性^{おうじた}に応^{しゅだん}じたコ^{しゅわ}ミュニケー^{ようやく}ション^{ひつき}手^{ひつだん}段^{だん} 手^{しゅわ}話^わ、要^{よう}約^{やく}筆^ひ記^き、筆^{ひつ}談^{だん}、

点^{てん}字^じ、拡^{かく}大^{だい}文^{もん}字^じ、音^{おん}訳^{やく}、代^{だい}読^{どく}、代^{だい}筆^{ひつ}、触^{しょく}手^{しゅわ}話^わ、指^{ゆび}点^{てん}字^じ、代^{だい}用^{よう}音^{おん}声^{せい} (喉^{こう}頭^{とう}摘^{てき}出^{しゅつ}

等^{とう}により使用^{しょう}する^{とくせい}もの^{おうじた}をいう。)、平^{へい}易^いな表^{ひょう}現^{げん}、絵^え図^ず、コ^{しゅわ}ミュニケー^{ようやく}ション^{ひつき}

ボ^{じゅう}ード^ど、重^{しや}度^{たう}障^{しょう}がい^い者^し用^し意^た思^し伝^{しやう}達^た装^{しや}置^た其^{しや}他^{しや}障^たがい^{しや}者^{しや}が^た他^{しや}者^{しや}と^{しや}の^{しや}コ^{しや}ミュニ

ケー^{しゅだん}ション^{はか}を^{しゅだん}図^{はか}る^{しゅだん}た^{しゅだん}め^{しゅだん}の^{しゅだん}手^{しゅだん}段^{しゅだん}をいう。

(5) 合^{ごう}理^り的^{てき}な配^{はい}慮^{りょ} 障^{しょう}がい^い者^が、障^{しょう}がい^いの^いな^いい^ない^い人^{ひと}と^と同^{どう}等^{とう}の^{けん}権^り利^{こう}を^し行^{こう}使^しする

た^{おこな}め^{ひつ}に^{てき}行^{へん}わ^{こう}れ^{また}る^{ちやう}必^{せい}要^{せい}か^{せい}つ^{せい}適^{せい}切^{せい}な^{せい}変^{せい}更^{せい}又^{せい}は^{せい}調^{せい}整^{せい}で^{せい}あ^{せい}っ^{せい}て^{せい}、可^か能^のな^う範^{はん}圍^いで

最^{さい}大^{だい}限^{げん}提^{てい}供^{きやう}さ^{はい}れ^{りょ}る^{はい}配^{はい}慮^{りょ}をいう。

(基本^{きほん}理^り念^{ねん})

第^{だい}3^{じやう}条^{じやう} 手^{しゅわ}話^{げんご}言^{ふき}語^{ゆう}の^{およ}普^{しょう}及^{とく}及^{せい}び^{おう}障^{しょう}がいの^{しゅだん}特^{しゅだん}性^{しゅだん}に^{しゅだん}応^{しゅだん}じ^{しゅだん}た^{しゅだん}コ^{しゅだん}ミュニケー^{しゅだん}ション^{しゅだん}手^{しゅだん}段^{しゅだん}

の^り利^{りやう}用^{そくしん}の^{すべ}促^し進^しは、全^して^しの^し市^{しやう}民^うが、障^{しょう}がいの^う有^む無^むに^わよ^{へだ}つ^{へだ}て^{へだ}ら^{へだ}れ^{へだ}る^{へだ}こ^{へだ}と

なく、相^{そう}互^ごに^{じん}人^{かく}格^こと^{せい}個^{そん}性^{ちやう}を^あ尊^{じゅう}重^{よう}し^{にん}合^{しき}う^もこ^とが^お重^お要^{こな}である^{おこな}との^{おこな}認^{おこな}識^{おこな}の^{おこな}下^{おこな}に^{おこな}行^{おこな}わ^{おこな}な^{おこな}け^{おこな}れ^{おこな}ば^{おこな}な^{おこな}ら^{おこな}ない。

2 手^{しゅわ}話^{げんご}言^{ふき}語^{ゆう}の^{およ}普^{しょう}及^{とく}及^{せい}び^{おう}障^{しょう}がいの^{しゅだん}特^{しゅだん}性^{しゅだん}に^{しゅだん}応^{しゅだん}じ^{しゅだん}た^{しゅだん}コ^{しゅだん}ミュニケー^{しゅだん}ション^{しゅだん}手^{しゅだん}段^{しゅだん}

あ^{しや}っ^{にち}て^{じょう}、ろ^{せい}う^{せい}者^{かつ}が^{また}日^{しゃ}常^{かい}生活^{せい}又^いは^{とな}社会^{たい}生活^{せつ}を^う営^つむ^つた^つめ^つに^つ大^{たい}切^{せつ}に^う受^つけ^つ継^つい^つで^つき

ぶんかてきしょさん にんしき もと おこな
た文化的所産であるとの認識の下に行わなければならない。

- 3 しょう たくせい おう
障がい者の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、しょう
たくせい おう
の特性に応じたコミュニケーション手段を障がい者自らが選択し、利用で
きることのじゅうようせい し みんおよ じぎょうしゃ りかい
重要性を市民及び事業者が理解し、その選択の機会の確保及び
りよう きかい かくだい はか
利用の機会の拡大が図られることを基本として行われなければならない。

し せきむ
(市の責務)

- だい じょう し ぜんじょう きてい きほんりねん
第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、しゅわげんご ふきゅうおよ しょう
たくせい おう
がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進において、必要な
し さく すいしん
施策を推進するものとする。

- 2 し
市は、そのじむ また じぎょう おこな
事務又は事業を行うにあたり、しょう たくせい おう
コミュニケーション手段を利用できるようにするための必要かつ合理的な配慮を行
うものとする。

し みん やくわり
(市民の役割)

- だい じょう し みん きほんりねん たい りかい ふか
第5条 市民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、し すいしん
しゅわげんご ふきゅうおよ しょうがい たくせい おう
手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の
そくしん かん し さく きょうりよく
促進に関する施策に協力するものとする。

じぎょうしゃ やくわり
(事業者の役割)

- だい じょう じぎょうしゃ きほんりねん たい りかい ふか し じっし しゅわげんご
第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、市が実施する手話言語の

普及及び障がい者の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関

する施策に協力するよう努めるとともに、特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるようにするための必要かつ合理的な配慮を行うものとする。

(施策の策定及び推進)

第7条 市は、第4条の規定に基づき、次の各号に掲げる施策を推進するものとする。

(1) 手話言語の普及及び障がい者の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策

(2) 障がい者の特性に応じたコミュニケーション手段による情報の発信に関する施策

(3) 障がい者の特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備に関する施策

(4) 障がい者の特性に応じたコミュニケーション手段を支援する者（手話通訳者等）の確保及び養成に関する施策

(5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

2 市は、前項各号に掲げる施策の推進に当たっては、障害者基本法（昭和4

5年法律第84号）第11条第3項の規定により策定する宇城市障がい者

基本計画との整合性を図るとともに、障がい者その他関係者の意見を聴き、
その意見を尊重するものとする。

(財政措置)

第8条 市は、手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努力するものとする。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。